る基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、」に、「保険業法」を「同法」に改め、「掲げる会社（」の下に「同条第九項に規定する」を加え、「とき。」を「とき、又は第百三十九条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第百六条第一項第十六号に掲げる会社となったことを知った日から一年を超えて郵便保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改める。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正後の郵政民営化法（以下「新郵政民営化法」という。）第百十一条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）が前条の規定による改正前の郵政民営化法（以下「旧郵政民営化法」という。）第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便貯金銀行又はその子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。）が旧銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権（郵政民営化法附則第七条の規定により読み替えて適用する旧郵政民営化法第六十六条第一項に規定する議決権をいう。附則第三十四条において同じ。）を合算してその基準議決権数（旧郵政民営化法第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十三条　この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第百十一条第一項の規定による認可の申請は、従属業務（新郵政民営化法第百十一条第九項に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあっては新郵政民営化法第百十一条第一項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新郵政民営化法第百二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

第三十四条　新郵政民営化法第百三十九条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便保険会社（郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）が旧郵政民営化法第百三十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便保険会社又はその子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。）が旧保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数（旧郵政民営化法第百三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十五条　この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、従属業務（新郵政民営化法第百三十九条第九項に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあっては新郵政民営化法第百三十九条第一項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新郵政民営化法第百四十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十八条第三項及び第七項中「まで、」の下に「第六十三条の九第六項、」を加える。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第三十七条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十八号を同項第四十九号とし、同項第二十四号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

第二条第三項中「前項第三十九号」を「前項第四十号」に改める。

第四条第一項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表国等（人格のない社団又は財団を除く。）の項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第七条第二項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に、「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第八条第一項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第九条中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第十二条第一項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第三十一号まで及び第四十七号」を「第二十八号から第三十二号まで及び第四十八号」に改め、同項第八号中「第二条第二項第二十六号」を「第二条第二項第二十七号」に改め、同項第九号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十四号」に改め、同項第十号中「第二条第二項第三十三号から第三十五号まで」を「第二条第二項第三十四号から第三十六号まで」に改め、同項第十一号中「第二条第二項第三十三号及び第三十四号」を「第二条第二項第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第十二号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に、「同項第四十三号」を「同項第四十四号」に改め、同項第十三号中「第二条第二項第三十七号及び第四十八号」を「第二条第二項第三十八号及び第四十九号」に改め、同項第十四号中「第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十二号」を「第二条第二項第三十九号、第四十号及び第四十三号」に、「同項第四十三号」を「同項第四十四号」に改め、同項第十五号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同項第十六号中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同項第十七号中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同項第十八号中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改め、同条第四項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同条第六項第一号中「及び第二十三号」を「、第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第三十三号及び第三十四号」を「第三十四号及び第三十五号」に改める。

第二十三条第一項第一号二中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同号ホ中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改める。

第二十八条第一項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第二項第三十号」を「第二条第二項第三十一号」に改める。

第三十条第一項中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改める。